

岩手県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 通知すべき書面 一般国道45号改築工事（八戸・久慈自動車道・青森県三戸郡階上町大字道仏字鹿糠地内から岩手県久慈市夏井町鳥谷第7地割地内まで）並びにこれに伴う県道、町道及び普通河川付替工事に伴う収用事件に係る審理開始通知書
- 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
岩手県久慈市侍浜町向町第7地割101番地3	中野 正則
東京都練馬区北町三丁目17番14号 山下ビル1F	久慈 時夫
不明	亡 浅水慶子相続財産 相続財産管理人不明

- 収用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県久慈市侍浜町本町第9地割	108番	山林	3,400㎡	長狭物につき 実測せず	212.21㎡	3.83㎡	山林	別図に①及び⑦として赤色で表示する部分
	109番	公衆用道路	2,407㎡	長狭物につき 実測せず	129.82㎡	2.26㎡	山林	別図に②及び⑧として赤色で表示する部分
	110番	山林	1,959㎡	1,961.04㎡	228.70㎡	3.97㎡	山林	別図に③及び⑨として赤色で表示する部分
	134番	公衆用道路	2,289㎡	2,166.90㎡	596.17㎡	4.20㎡ 2.62㎡	山林	別図に④、⑩及び⑪として赤色で表示する部分
	143番	山林	352㎡	356.89㎡	356.89㎡	—	山林	別図に⑤として赤色で表示する部分
	145番1	山林	1,747㎡	1,796.51㎡	928.75㎡	11.82㎡	山林	別図に⑥及び⑫として赤色で表示する部分

- 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局において縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成28年6月14日をもって通知があったものとみなされます。